随意契約見直し計画

平成 19年 12月 独立行政法人造幣局

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において締結した随意契約について点検・見直しを 行い、以下のとおり、偽造防止等の観点から随意契約によることが真 にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行するものとした。 なお、随意契約によることができる基準額については、国と同額と する見直しを平成19年2月に行っている。

【全体】

X T T T T					
		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業の委託を行わないもの				(0%)	(0%)
				0	0
中 中	競争入札			(50.0%)	(26.3%)
般競争入札等				65	6.1
入	企画競争	(2.3%)	(2.2%)	(3.1%)	(2.6%)
等		3	0.5	4	0.6
随意契約(企画競争を実施したものを除く)		(97.7%)	(97.8%)	(46.9%)	(71.1%)
		127	22.7	61	16.5
		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
合 計		130	23.2	130	23.2

(注1)見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【参考】契約全体に占める随意契約の割合

(電気ガス水道等含む)

		平成 1 8	年度実績	見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業の委託を行わないもの				(0%)	(0%)
				0	0
	競争入札	(66.5%)	(80.1%)	(83.3%)	(85.4%)
般競争入札等		258	93.5	323	99.6
】 入	企画競争	(0.8%)	(0.4%)	(1.0%)	(0.5%)
等	正画版于	3	0.5	4	0.6
随意契約(企画競争を実施した ものを除く)		(32.7%)	(19.5%)	(15.7%)	(14.1%)
		127	22.7	61	16.5
	合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		388	116.7	388	116.7

(注1)見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(電気ガス水道等除く)

		平成18	年度実績 見直し後		し後	
		件数	金額 (億円)	件数	金額(億円)	
事務・事業の委託を行わないもの				(0%)	(0%)	
				0	0	
—— 公会	競争入札	(69.0%)	(86.8%)	(85.6%)	(88.1%)	
般競争入札等		258	93.5	320	94.9	
	企画競争	(0.8%)	(0.5%)	(1.1%)	(0.6%)	
等		3	0.5	4	0.6	
随意契約(企画競争を実施した ものを除く)		(30.2%)	(12.7%)	(13.4%)	(11.2%)	
		113	13.7	50	12.1	
	合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	
		374	107.7	374	107.7	

【同一所管法人等】

		平成18年	平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	
事務・事業の委託を行わないもの				(0%)	(0%)	
				0	0	
_ 般 競争入札				(0%)	(0%)	
般競争	が、子入行し			0	0	
入	企画競争	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	
入札等		0	0	0	0	
随意	契約(企画競争を実施した	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	
もの	を除く)	5	6.0	5	6.0	
	合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	
		5	6.0	5	6.0	

(注1)見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		□ - □ 平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業の委託を行わないもの				(0%)	(0%)
				0	0
— 凸凸	競争入札			(52.0%)	(35.5%)
競				65	6.1
般競争入札等	企画競争	(2.4%)	(2.9%)	(3.2%)	(3.5%)
		3	0.5	4	0.6
随意契約(企画競争を実施した ものを除く)		(97.6%)	(97.1%)	(44.8%)	(61.0%)
		122	16.7	56	10.5
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		125	17.2	125	17.2

(注1)見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

- (2)随意契約によることができる場合を定める基準については、平成 19年2月1日より以下のとおり改正した。
 - ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「2

- 50万円を超えないもの」に変更
- 物件の買い入れについて、「300万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- 物件の借り入れについて、「160万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- その他の役務について、「200万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更
- (3)随意契約の公表の基準については、平成19年2月1日より以下のとおり改正した。
 - ・ 工事又は製造について、「500万円を超えるもの」から、「250万円を超えるもの」に変更
 - 物件の買い入れについて、「300万円を超えるもの」から、「160万円を超えるもの」に変更
 - 物件の借り入れについて、「160万円を超えるもの」から、「80万円を超えるもの」に変更
 - ・ その他の役務について、「200万円を超えるもの」から、「100万円を超えるもの」に変更
- 2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

今後、以下の措置を講じるとともに、随意契約の見直しを継続して 行い、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、一般競争入札 等に移行。

(1)契約内容のチェック

・ 監事及び会計監査人による契約内容のチェックにより、入札・契 約の適正な実施を図る。

(2)総合評価落札方式

ガイドラインを作成する等、総合評価落札方式の導入に努める。

(3)複数年度契約の拡大

・ システム関連等の複数年度にわたる契約については、今後も拡大 に努める。

(4)入札手続きの効率化

・ 電子入札システムの導入について、業務・システムの最適化計画 を踏まえ、CIO補佐官の支援を得つつ検討する。